

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成20年8月29日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成21年1月30日

京都市長 門川大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）四条烏丸ビル

京都市下京区四条通室町東入る函谷鉾町95-5外

2 意見の概要

- （1）通勤者による駐輪場の占拠や路上駐輪の発生に対処すること。
- （2）自動二輪の出し入れによって烏丸通に車両が停車することがないように対処すること。
- （3）店舗従業員及びオフィス利用者が駐輪場を利用しないよう徹底すること。
- （4）敷地南側に駐輪場案内板を設置すること。

3 縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

（2）期間

平成21年1月30日（金）から平成21年3月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（3）時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）